

新地町公告 第 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を策定したので、同条第8項の規定により公告する。
また、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和 7年 3月31日

新地町長 大堀 武



記

1 地域計画を作成した地区

新地地区

〔 沢口集落、鉄炮町集落、明地集落、大山田集落、
中里集落、木崎集落、埴浜集落、作田集落、
下真弓集落、上真弓集落、岡集落、新地町集落、
中島集落、釣師集落、杉目集落、小川集落、
大戸浜集落、今泉集落、菅谷集落、高田集落、
浜民集落、上ノ町・新町集落、駒ヶ嶺町集落、
城内集落、原相善集落、富倉集落、藤崎集落、
今神集落 〕

2 縦覧場所

新地町役場農林水産課

（新地町谷地小屋字樋掛田30番地）

新地町ホームページ